

議案第13号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を、次のとおり改正するものとする。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「、水・火災その他の災害」を「、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（年額報酬）

第12条 団員には、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに年額報酬を支給する。

2 年額報酬の額は、別表第1の左欄に掲げる階級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

3 前項の規定にかかわらず、年度の途中において次の各号のいずれかに該当した場合の年額報酬の額は、月割りにより計算した額（当該額に50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数を1円に切り上げた額）とする。

(1) 任用され、又は退職した場合

(2) 年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

第15条を第16条とし、第14条第1項中「死亡、負傷し」を「死亡し、負傷し」に、「、または」を「、又は」に、「団員または」を「団員又は」に改め、同条を第15条とし、第13条中第1項及び第3項を削り、同条第2項中「、別表」を「、別表第3」に改め、同項を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（出動報酬）

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、3月ごとに出動報酬を支給する。

2 出動報酬の額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2別表を加える。

別表第1（第12条関係）

階級の区分	額
団長	177,000円
副団長	125,000円
分団長	110,000円
副分団長	69,000円
部長	50,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2（第13条関係）

区分		額	
災害	2時間以下の場合	1回	2,000円
	2時間を超える場合	1回	2,000円に当該超える時間1時間までごとに1,000円を加算した額
警戒	4時間以下の場合	1回	2,000円
	4時間を超える場合	1回	3,500円
訓練	4時間以下の場合	1回	2,000円
	4時間を超える場合	1回	3,500円
火災予防	4時間以下の場合	1回	1,400円
活動等	4時間を超える場合	1回	3,500円
機械点検	1回		900円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

消防団員の報酬について、所要の改正を行うものであります。